



国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向 —Business Valuation Stan- dards Boardでの議論を中心に—

IVSC Business Valuation
Standards Board メンバー

いわ た たか こ

岩田 宜子

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) は、現行の基準である「国際評価基準2017 (IVS2017)」に対する「IVS アジェンダ協議2017 (IVS Agenda Consultation 2017)」を2017年5月に公表し(拙稿「IVSアジェンダ協議2017 (IVS Agenda Consultation 2017)の公表について—国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) での議論とコメント募集 (IVSC Invitation to Comment) —」(本誌2017年7月号No.744、91-95頁参照))、IVSCの基準理事会 (Standards Boards: Boards) は、IVSアジェンダ協議2017のコメント募集 (IVSC Invitation to Comment: ITC) で取り上げたトピックや、寄せられたコメントを議論してきた(拙稿「国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向—企業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board) での議論を中心に—」(本誌2018年2月号No.751、86-88頁参照))。その上でBoardsは、2018年

に以下を公表した。

2018年2月: 「IVS Agenda Consultation-Invitation to Comment 2017: Basis for Conclusions (IVS2017アジェンダ協議コメント募集に対する結論の根拠: 結論の根拠)」

2018年7月: 「IVS2017 Proposed Revisions Exposure Draft (IVS2017の技術的改定に係る公開草案: 公開草案)」

上記公開草案のコメント期日は2018年10月16日であり、日本公認会計士協会及び米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) を含む団体や、評価機関などから22件のコメントが寄せられた。なお、IVSアジェンダ協議2017 ITCの際に寄せられたコメントの件数を参考までに示すと、39件であった。現在、Boardsは、2019年の早い時期に、IVS 2017の技術的改定の最終案を公表する予定で議論している。

Boardsは、基準レビュー理事会 (Standards Review Board: SRB)、事業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board: BVSB) 及び有形資産基準理事会 (Tangible

Assets Standards Board : TASB) から成り、2018年11月には、新たに金融商品基準理事会 (Financial Instruments Standards Board : FISB) が組成されたことが公表された。本稿では、IVSアジェンダ協議2017で取り上げられた6項目(非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、生物資産、採掘産業、棚卸資産)に関するBVSBでの2018年における議論や動向を中心に報告する。なお、本文中の意見やコメントは筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りしておく。

2 非金融負債 (Non-Financial Liabilities)

Boardsは、非金融負債の評価について、2019年の第1四半期までに資産基準「Non-Financial Liabilities IVS220 Exposure Draft (非金融負債IVS220 公開草案)」を公表する予定で準備している。当該非金融負債基準の公開草案は、他の資産基準と同様に、概要、序論、価値の基礎、評価アプローチと手法、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチ、及び非金融負債に対する特別勘案事項から構成されている。特別勘案事項には、割引率、予測キャッシュ・フローとリスクマージン、譲渡制限、及び税金といった項目を含めることが議論されている。

3 割引率 (Discount Rates)

Boardsは、IVS2017改定の公開草案において、「IVS2017一般基準IVS105 評価アプローチと手法 50インカムアプローチ」の割引率の項を改定する提案をした。改定案の主な内容には、以下のものが含まれている。

- ・ 割引率はキャッシュ・フローの種類と

整合している必要があること

- ・ 割引率を導くにあたり採用した手法及びその理由、並びに重要なインプットの出典を開示すること
- ・ 予測が何の目的で策定されたのか、キャッシュ・フロー前提が評価対象の価値の基礎と整合しているかを検討しなければいけないこと、整合していない場合には、予測または割引率を修正する必要があるであろうこと
- ・ 割引率を導くに際し、予測キャッシュ・フローの達成リスクを検討しなければならないこと
- ・ 予測キャッシュ・フローに内在するリスクが、割引率に反映されていない場合には、予測キャッシュ・フローを修正するか、割引率を修正しなければならないこと

公開草案の割引率に対して寄せられたコメントの大半は、当該改定案に対して賛成する内容であった。

4 アーリーステージ企業の評価 (Early Stage Company Valuation)

Boardsは、IVSアジェンダ協議2017 ITCのプロセス等を通じて、アーリーステージ企業の評価は実務の多様性があるが、現行IVS2017ではカバーされていない項目があることを認識していた。Boardsは、議論の結果、それらの項目の多くは、情報が制約された状況、ないしは不確実性の高い状況の下で行う評価と同様の項目であり、新たな基準を追加する必要はないと判断した。ただし、アーリーステージ企業の評価において、問題となることの多い複雑な資本構成については、追記が必要であるとして、BoardsはIVS2017改定の公開草案において、「IVS2017 資産基準IVS200事業と事業持分 130資本構成に関する勘案事項」

の項を改定する提案をした。改定案の主な内容には、以下のものが含まれている。

- ・ **所有や持分の種類**
 - 社債
 - 転換社債
 - パートナーシップ持分
 - 少数持分
 - 普通資本
 - 優先資本
 - オプション
 - ワラント
 - ・ **権利の種類**
 - 配当または優先配当権
 - 残余財産分配優先権
 - 議決権
 - 償還権
 - 転換権
 - 参加権
 - 希薄化防止権
 - 登録権
 - プットオプション、コールオプション
 - ・ **普通株式以外の株式の評価手法**
 - Current Value Method
 - Option Pricing Method
 - Probability-Weighted Expected Return Method
- なお、AICPAは、2018年5月に、「Valuation of Portfolio Company Investments of Venture Capital and Private Equity Funds and Other Investment Companies」と題する会計及びバリュエーションガイドのワーキングドラフトを公表した。BVSBはAICPAのタスクフォースとは情報交換を行っており、適切と認めた場合には、IVSとAICPAガイドとの整合性を確保することを検討する予定である。

5 生物資産 (Biological Assets)

Boardsは、IVSアジェンダ協議2017

ITCのプロセス等を通じて、生物資産について米国財務会計基準審議会 (FASB) や国際会計基準審議会 (IASB) と平仄をとること、中でも、価値の配分が最も重要な論点であり、このトピックについては市場調査が必要であると認識している。BVSbは、2018年7月から8月にかけてバンクーバーで行われたBVSbの会議の際に、林業のエキスパートと会い、生物資産の評価について議論を行った。

6 採掘産業 (Extractive Industries)

Boardsは、採掘産業の評価に関しては、現状、いくつかの組織がからんでいるが、その取扱いが必ずしも同じではないことから、市場調査を行うこととしている。

7 棚卸資産 (Inventory)

Boardsは棚卸資産についてのプロジェクトを進めていくことで合意した。棚卸資産については、AICPAが企業結合にかかるタスクフォースを組成し、Accounting and Valuation Guide for Business Combinationの公開草案を公表する予定であることから、BVSbは2018年にバンクーバーで行われたBVSbの会議において、AICPAの当該タスクフォースメンバーと会い、IVSの棚卸資産に含める内容について議論した。Boardsは、現在、棚卸資産の評価に関する基準の公開草案を検討中である。

8 その他

IVS2017改定の公開草案では、IVS2017の用語集に、Cost (コスト)、Price (価格)、Valuation (評価) 及び Value (価値) の定義を含めることを提案してい

る。この提案に対するコメントの大半は、当該改定案に賛成、もしくは定義の修正は必要であるが用語集に加えることは賛成というものであった。コメントの中には、IFRS (International Financial Reporting Standards) での定義との調整が必要という指摘があった。

さらに、公開草案は、「IVS2017 資産基準IVS410開発資産」に対する改定を提案している。開発資産には未開発の土地などが含まれることがあるため、当該改定案では、「現状における」価値と「提案上の」価値を示す必要があるとしている。

9 おわりに

2018年10月にドバイで開催されたIVSCの年次総会の中で、Social Value (社会的価値) についての議論がなされた。公共調達のような場合に取り入れられることが多くなってきた概念であり、BoardsはIVSに含めるべきか検討を続けていく予定である。個人的には、この議論は改めて、IVSの目的や意義について考えるきっかけとなった。

日本においてはビジネスバリュエーションに関する基準や専門家組織 (Valuation Professional Organization: VPO) が存在しない。IVSCの会議に出席した際に、他のBoardsメンバーや他国のVPOの関係者から、この点につき、たびたび質問される。日本においても、関係者の間でビジネスバリュエーションの基準について議論する機会が少しずつ増えてきている。日本における評価業務の質の向上のため、ひいては日本経済の発展に寄与するために、ビジネスバリュエーションの基準を日本において、今後どのようにしていくのか、検討していくことが望まれる。